

# 千葉県新生児医療担当医確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 知事は、医療機関におけるNICU（診療報酬の対象となるものに限る。）において、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図るため、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業)

**第2条** 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に定めるものとする。

補助対象事業
就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等）として明記していること。 なお、個人が開設する病院においては、開設者本人への手当の計上が会計上困難であることから、雇用する新生児医療担当医に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する職員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

**第3条** この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して県が補助する事業

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、市町村が補助する額(イにより選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付額とする。

(2)(1)以外の事業

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新生児医療担当医確保支援事業	新生児1人あたり 5,000円 (NICU入院初日のみ)	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当等)	3分の1

(申請)

**第4条** 規則第3条の規定による補助金の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、千葉県新生児医療担当医確保支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

**第5条** 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

い。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業者が市町村である場合、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記第2号様式）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税等に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 市町村は、県から概算払いにより補助金の交付を受けた場合には、当該概算払いを受けた間接補助金（市町村が補助事業に対してこの補助金を財源の全部又は一部とした補助金をいう。以下同じ。）に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。
- (9) 市町村は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、(1)から(4)、(6)及び(7)に掲げる条件を付すること。この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町村長」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「消費税等に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）」とあるのは「別記第3号様式に準じた様式」と読み替えるものとする。
- (10) 市町村は、(9)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (11) 市町村は、(9)により付した条件に基づき、市町村に間接補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (12) その他知事が必要と認める事項

(変更承認申請)

**第6条** 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県新生児医療担当医確保支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第4号様式)正2部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

**第7条** 規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県新生児医療担当医確保支援事業実績報告書(別記第5号様式)正2部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

**第8条** 規則第15条の規定により補助金の交付を請求するときは、千葉県新生児医療担当医確保支援事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

**第9条** 規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉県新生児医療担当医確保支援事業補助金概算払請求書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

**第10条** 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

附 則

この要綱は、平成23年2月14日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月23日から施行し、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。